

お知らせ

2020年2月25日

東北電力株式会社

女川原子力発電所における「原子炉施設保安規定変更認可申請」の補正について

当社は、女川原子力発電所について、2019年12月16日に「原子炉施設保安規定※変更認可申請書」を原子力規制委員会に提出して以降、同委員会による審査を受けてまいりましたが、本日、これまでの審査内容を反映した原子炉施設保安規定変更認可申請の補正書を同委員会に提出いたしました。

当社といたしましては、引き続き、原子力規制委員会の審査に適切に対応するとともに、原子力発電所の安全確保に万全を期してまいります。

主な補正内容は以下のとおりです。

○主な補正内容

- ・ 廃止措置主任者の選任者の見直し、および同代行者の選任条件の明確化
- ・ 女川1号機の廃止措置に係る工事が、女川2、3号機の保安のために必要な機能に影響を与えないことを社内で審議するプロセスの明確化

以上

※ 原子炉施設保安規定

原子炉等規制法の規定に基づき、原子力発電所を安全に運転・管理（保安）するために遵守すべき事項（必要な措置）を定め、核燃料物質等や原子炉による災害の防止を目的とし、原子力発電所ごとに規定しているもの。